

国会
法律 番号：02/2011./QH13

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福
ハノイ，2011年11月11日

不服申立法¹

決議 51/2001/QH10 号により修正、補充された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、国会は不服申立法を公布する。

第一章 総則

第1条 適用範囲

本法は、国家行政機関及び国家行政機関の権限者の行政決定、行政行為に対する不服申立て、不服申立ての解決、幹部・公務員の懲戒処分決定に対する不服申立て、不服申立ての解決、国民の接遇、不服申立ての解決業務の管理及び監督について規定する。

第2条 用語の解釈

本法において、以下の用語は次のとおり解釈される。

- 不服申立てとは、国民、機関、組織、幹部・公務員が、国家行政機関及び国家行政機関の権限者の行政決定、行政行為、又は幹部・公務員に対する懲戒処分決定について、当該決定、行為が違法であり、自己の適法な権利、利益を侵害すると思料するときに、本法の規定に従い、権限を有する機関、組織、個人に対し再検討を要請することをいう。
- 不服申立人とは、不服申立権を行使する国民、機関、組織又は幹部・公務員をいう。
- 不服申立ての取下げとは、不服申立人が権限を有する機関、組織、個人に対し、自己の不服申立ての終了を要請することをいう。
- 不服申立権を有する機関、組織とは、国家機関、政治組織、政治・社会組織、社会組織、社会・職業組織、経済組織、人民武装部隊をいう。
- 被不服申立人とは、不服申立てを受けた行政決定、行政行為を行った国家行政機関又は国家行政機関の権限者；不服申立てを受けた幹部・公務員の懲戒処分決定を行った権限を有する機関、組織、個人をいう。
- 不服申立解決人とは、不服申立てを解決する権限を有する機関、組織、個人をいう。

¹この仮訳は 2015 年 3 月 12 日付で、JICA 法・司法制度改革支援プロジェクトフェイズ 2 の内部資料として作成したものである。内容に疑問等があれば、原文を参照されたい。

7. 利害関係人とは、不服申立人、被不服申立人でない者で、不服申立ての解決がその権利、義務に関連する者をいう。
8. 行政決定とは、国家行政機関又は国家行政機関の権限者が、国家行政管理活動における具体的な事項について決定するために発行する文書で、一人又は複数の対象者に対し一回適用されるものをいう。
9. 行政行為とは、国家行政機関、国家行政機関の権限者が、法令の規定に従つて任務、公務を行い、又は行わない行為をいう。
10. 懲戒処分決定とは、幹部・公務員に関する法令の規定に従い、自己の管理権に属する幹部・公務員に対しいずれかの形式の懲戒処分を適用する、機関、組織の長の文書による決定をいう。
11. 不服申立ての解決とは、不服申立ての受理、検証、結論付け、解決決定の発出をいう。

第3条 不服申立て及び不服申立ての解決に関する法令の適用

1. ベトナムにおける外国の機関、組織、個人の不服申立て及び不服申立ての解決は、本法の規定による。ただし、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に別段の定めがある場合を除く。
2. 公立事業組織、国営企業における行政処分、行政行為に対する不服申立て及び不服申立ての解決は、本法の規定による。
政府は、本条について詳細を規定する。
3. 本法の規定に基づき、政治組織、政治・社会組織、社会組織、社会・職業組織の権限機関は、自己の機関、組織内の不服申立て及び不服申立ての解決について案内する。
4. 本法の規定に基づき、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、国会事務局、国家主席事務局及びその他の国家機関は、自己の機関内の不服申立て及び不服申立ての解決について規定する。
5. 不服申立て及び不服申立ての解決についてほかの法律に別段の規定がある場合、当該法律の規定による。

第4条 不服申立て及び不服申立ての解決の原則

不服申立て及び不服申立ての解決は、法令の規定に従い；客觀性、公開性、民主性及び迅速性を確保して行わなければならない。

第5条 不服申立てを解決し、解決に協力すべき責任

1. 機関、組織、個人は、自己の機能、任務、権限の範囲内で、適時に、法令に従つて不服申立てを受け付けて解決し、違反者を厳正に処分し；発生する可能性のある損害を防止するために必要な措置を適用し；不服申立ての解決決定が

厳正に執行されるのを確保する責任を負い、自己の決定について法律上の責任を負わなければならない。

2. 関連機関、組織は、不服申立てについて解決権限を有する機関、組織、個人に協力し；当該機関、組織、個人の請求に従い不服申立てに関連する情報、資料を提供する責任を負う。
3. 機関、組織、個人は、自己の行政処分、行政行為、懲戒処分決定を検査、再検討；違法なときは、迅速に修正、克服し、不服申立ての発生を回避しなければならない。

政府は、権限を有する機関、組織、個人が紛争を解決する前に、機関、組織、個人の間で紛争について和解するのを奨励する。

第6条 禁止行為

1. 不服申立権を行使する者を妨害し、煩わせる；不服申立人を脅迫し、報復し、虐げる。
2. 不服申立ての解決について責任感に欠ける；不服申立てを解決しない、不服申立てに関する情報、資料、事件記録の改竄、故意に不服申立てを違法に解決する。
3. 決定の形式によらずに不服申立ての解決決定を下す。
4. 被不服申立人を隠避し、不服申立ての解決に違法に干渉する。
5. 故意に虚偽の不服申立てをする。
6. 他人を教唆、扇動、強制、誘惑、買収し、引き込んで不服申立人を集め、公共の安全、秩序を害する。
7. 不服申立てに便乗して国に反抗するプロパガンダを行い、国の利益を侵害する；不服申立ての解決について責任を負う機関、組織、個人、その他の任務、公務遂行者を誹謗、脅迫し、威信、名誉を侵害する。
8. 国民の接遇に関する規則に違反する。
9. 不服申立て及び不服申立ての解決に関する法令のその他の規定に違反する。

第二章 行政処分、行政行為に対する不服申立て

第一節 不服申立て

第7条 不服申立ての手順

1. 行政処分、行政行為が違法であり、自己の適法な権利、利益を直接侵害すると思料する根拠があるときは、不服申立人は、行政決定を下した者又は行政行為を行った者が属する機関に対し、初回の不服申立てし、又は行政訴訟法の規定に従い裁判所に行政事件を提訴する。

不服申立人は、初回の不服申立ての解決決定に同意しない、又は規定の期限

が経過したが不服申立てが解決されない場合、初回の不服申立ての解決権限者の直接上級の長に対し二回目の不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従い裁判所に行政事件を提訴する権利を有する。

不服申立人は、二回目の不服申立ての解決決定に同意しない、又は規定の期限が経過したが不服申立てが解決されない場合、行政訴訟法の規定に従い裁判所に行政事件を提訴する権利を有する。

2. 各大臣、省庁同格機関の長、政府付属機関の者（以下「大臣」と総称する）の行政決定、行政行為に対する不服申立てについては、不服申立人は、大臣に対し不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従い裁判所に行政事件を提訴する。

不服申立人は、大臣の不服申立ての解決決定に同意しない、又は規定の期限が経過したが不服申立てが解決されない場合、行政訴訟法の規定に従い裁判所に行政事件を提訴する権利を有する。

3. 省及び中央直轄都市（以下「省級」と総称する）人民委員会の委員長の行政決定、行政行為に対する不服申立てについては、不服申立人は、省級人民委員会の委員長に対し初回の不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従い裁判所に行政事件を提訴する。

不服申立人は、省級人民委員会の委員長の初回の不服申立ての解決決定に同意しない、又は規定の期限が経過したが不服申立てが解決されない場合、部門、分野を管理する大臣に対し二回目の不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従い裁判所に行政事件を提訴する権利を有する。

不服申立人は、大臣の二回目の不服申立ての解決決定に同意しない、又は規定の期限が経過したが不服申立てが解決されない場合、行政訴訟法の規定に従い裁判所に行政事件を提訴する権利を有する。

第8条 不服申立ての形式

1. 不服申立ては、不服申立書により、又は直接不服を申し立てることによりなされる。
2. 不服申立てが申立書によりなされる場合、不服申立書には、不服申立ての年月日；不服申立人の氏名、住所；不服申立てを受ける機関、組織、個人の名称、氏名、住所；不服申立ての内容、理由；不服申立ての内容に関連する資料及び不服申立人の解決請求を明記しなければならない。不服申立書は、不服申立人が署名又は指印しなければならない。
3. 不服申立人が直接不服を申し立てる場合、不服申立てを受け付けた者は、本条第2項に規定される内容が含まれるように、不服申立人に対し不服申立書を作成するよう案内し、又は不服申立てを受け付けた者は、不服申立てを文書に記録し、不服申立人に対し文書を確認して署名又は指印するよう請求する。

4. 複数の者が同一の内容について不服申立てをする場合、以下のとおりである。
 - a) 複数の者が直接不服を申し立てる場合、管轄機関は受け付け、不服申立人に対し不服申立ての内容を陳述する代表者を選出するよう案内する。不服申立てを受け付けた者は、不服申立てを文書に記録し、本条第2項に規定される内容を明記する。ともに不服申立てをする複数の者の接遇は、本法第五章の規定による。
 - b) 複数の者が申立書により不服申立てをする場合、不服申立書に本条第2項に規定される内容を明記し、不服申立人全員が署名し、不服申立解決人が請求するときに陳述する代表者を選出しなければならない。
 - c) 政府は本項について詳細を規定する。
5. 不服申立てが代表者を通じてなされる場合、代表者は不服申立人のうちの一人であり、代表であることの適法性を証明する書類を有し、本法の規定に従って不服申立てをしなければならない。

第9条 不服申立ての時効

不服申立ての時効は、行政決定を受領した日又は行政決定、行政行為を知ることができた日から90日である。

不服申立人が、疾病、自然災害、戦争、出張、遠方における学業、その他の客観的な障害により時効期間内に不服申立権を行使することができなかった場合、当該障害が生じていた期間は不服申立ての時効に算入しない。

第10条 不服申立ての取下げ

不服申立人は、不服申立て及び不服申立て解決の過程でいつでも不服申立てを取り下げることができる。不服申立ての取下げは、不服申立人が署名又は指印した申立書を不服申立ての解決権限者に提出してしなければならない。

不服申立ての解決権限者は、不服申立ての取下書を受領したときは、解決を停止し、不服申立人に対し不服申立ての解決の停止を文書により通知しなければならない。

第11条 解決受理することができない不服申立て

以下のいずれかの場合は、不服申立てを解決受理することができない。

1. 任務、公務の遂行を指導、組織するための国家機関内部の行政決定、行政行為；下級行政機関の指導、調整に関する上級行政機関の行政決定、行政行為；法規範文書の制定に関する法令の手順、手続に従った権限を有する機関、組織、個人の法規範を含む行政決定；政府が規定する目録による国防、治安、外交分野の国家秘密に属する行政決定、行政行為
2. 不服申立てを受けた行政決定、行政行為が不服申立人の適法な権利、利益に直接関連しない。

3. 不服申立人に完全民事行為能力がなく、適法な代理人がない。
4. 不適法な代理人が不服申立てをした。
5. 不服申立書に不服申立人の署名又は指印がない。
6. 不服申立ての時効、期限が経過し、正当な理由がない。
7. 不服申立てについて、既に二回目の不服申立ての解決決定がなされている。
8. 不服申立ての解決停止の通知文書があった日から30日が経過したが、不服申立人が不服申立てを継続しなかった。
9. 不服申立てが既に裁判所により受理された、又は既に裁判所の判決、決定により解決されている。ただし、裁判所の行政事件の解決停止決定を除く。

第二節 不服申立人、被不服申立人、不服申立解決人 及び弁護士、法律扶助員の権利、義務

第12条 不服申立人の権利、義務

1. 不服申立人は、以下の権利を有する。

- a) 自ら不服申立てをする。

不服申立人が未成年者又は民事行為能力喪失者である場合、法定代理人が不服申立てを行うことができる。

不服申立人が疾病、高齢、身体障害、その他の客観的な事由により自ら不服申立てをすることができない場合、父母、夫、妻、兄弟姉妹、成人の子又はその他の完全民事行為能力を有する第三者に不服申立てを委任することができる。

- b) 適法な権利、利益を保護するために弁護士に法令について相談し、又は弁護士に不服申立てを委任することができる。

不服申立人が法令の規定に基づき法律扶助を受けることができる場合、適法な権利、利益を保護するために法律扶助員に法令について相談し、又は法律扶助員に不服申立てを委任することができる。

- c) 審問に参加し、又は適法な代理人に審問への参加を委任する。

- d) 不服申立解決人が収集した不服申立てに関する書類、証拠を知らされ、閲覧、謄写、筆記することができる。ただし、国家秘密に属する情報、資料を除く。

- d) 不服申立解決人に提供するため、不服申立ての内容に関する情報、資料を保管、管理している個人、機関、組織に対し、請求日から7日以内にその情報を提供するよう請求することができる。ただし、国家秘密に属する情報、資料を除く。

- e) 不服申立てをした行政決定の執行により発生する可能性のある結果を防止するため、不服申立解決人に対し、緊急措置の適用を請求することができる。

きる。

- g) 不服申立てに関する証拠を提出し、その証拠について自己の意見を述べる。
 - h) 不服申立ての解決受理に関する回答文書を受領し、不服申立ての解決決定を受領する。
 - i) 法令の規定に従い、失った適法な権利、利益の回復、損害賠償の請求をすることができる。
 - k) 二回目の不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従い裁判所に行政事件を提訴する。
 - l) 不服申立てを取り下げる。
2. 不服申立人は、以下の義務を負う。
- a) 正しい解決権限者の対し不服申立てをしなければならない。
 - b) 正直に事実を陳述する；不服申立ての正確性、合理性に関する証拠を提供する；不服申立解決人に対し関連情報、資料を提供する；陳述内容、情報、資料の提供について法律上の責任を負わなければならない。
 - c) 不服申立ての期間中も、自己が不服を申し立てた行政決定、行政行為を執行する。ただし、当該決定、行為の執行が本条第35条の規定により一時停止された場合を除く。
 - d) 法的効力を生じた不服申立ての解決決定を厳正に執行する。
3. 不服申立人は、法令の規定に基づくその他の権利を行使し、義務を履行する。

第13条 被不服申立人の権利、義務

1. 被不服申立人は、以下の権利を有する。
- a) 不服申立てを受けた行政決定、行政行為の適法性を証明する証拠を提出する。
 - b) 不服申立解決人が不服申立てを解決するために収集した資料、証拠を知られ、閲覧、謄写、転載することができる。ただし、国家秘密に属する情報、資料を除く。
 - c) 不服申立解決人に提供するため、不服申立ての内容に関する情報、資料を保管、管理している個人、機関、組織に対し、請求日から7日以内にその情報を提供するよう請求することができる。ただし、国家秘密に属する情報、資料を除く。
 - d) 二回目の不服申立ての解決決定を受領する。
2. 被不服申立人は、以下の義務を負う。
- a) 審問に参加し、又は適法な代理人に審問への参加を委任する。
 - b) 不服申立ての解決権限を有する機関、部署の不服申立ての内容検証決定を執行する。
 - c) 不服申立解決人又は検査、検証機関、部署が請求するときは、請求を受け

た日から 7 日以内に、不服申立ての内容に関する情報、資料を提出し、不服申立てを受けた行政決定、行政行為の適法性、正確性について説明する。

- d) 法的効力を生じた不服申立ての解決決定を厳正に執行する。
 - d) 不服申立てを受けた行政決定を修正し又は取り消し、行政行為を終了する。
 - e) 国家賠償責任に関する法令に従い、自己の違法な行政決定、行政行為により与えた損害を賠償、補償しなければならない。
- 3 被不服申立人は、法令の規定に基づくその他の権利を行使し、義務を履行する。

第 14 条 初回不服申立解決人の権利、義務

1. 初回不服申立解決人は、以下の権利を有する
 - a) 不服申立人、関連機関、組織、個人に対し、請求した日から 7 日以内に情報、資料、証拠を提供するよう請求する。
 - b) 本条第 35 条の規定に従い緊急措置の適用又は取消しを決定する。
- 2 初回不服申立解決人は、以下の義務を負う。
 - a) 不服申立てを受け付け、不服申立人、不服申立てを移送した権限を有する機関、組織、個人及び国家監査機関に対し、行政決定、行政行為に対する申立ての受理を書面により通知する。
 - b) 不服申立人が請求するときは、行政決定、行政行為に対する不服申立てを解決する。
 - c) 不服申立人、被不服申立人及び関連機関、組織、個人との審問を開く。
 - d) 不服申立人に対し不服申立ての解決決定書を送付し、自己の不服申立ての解決について法律上の責任を負う。権限を有する機関、組織、個人により移送された不服申立てについては、法令の規定に従い、当該機関、組織、個人に対し解決結果を通知しなければならない。
 - d) 不服申立人が請求するときは、不服申立ての内容に関する情報、資料、証拠を提供する。二回目不服申立解決人又は裁判所が請求するときは、不服申立ての解決記録を提供しなければならない。
- 3 初回不服申立解決人は、国家賠償責任に関する法令に従い、違法な行政決定、行政行為により与えた損害の賠償、補償を命じなければならない。
- 4 初回不服申立解決人は、法令の規定に基づくその他の権利を行使し、義務を履行する。

第 15 条 二回目不服申立解決人の権利、責任

1. 二回目不服申立解決人は、以下の権利を有する
 - a) 不服申立人、被不服申立人、関連機関、組織、個人に対し、請求した日か

- ら7日以内に情報、資料、証拠を提出するよう請求する。
- b) 本条第35条の規定に従い緊急措置の適用又は取消しを決定する。
 - c) 審問に関連機関、組織、個人を招集する。
 - d) 鑑定を行う。
 - d) 必要と認める場合、諮問評議会の意見を参考にする。
2. 二回目不服申立て解決人は、以下の義務を負う
- a) 解決権限に属する不服申立てを受け付け、受理し、事件記録を作成する。
 - b) 不服申立ての内容を検査、検証する。
 - c) 不服申立て人、被不服申立て人及び関連機関、組織、個人との審問を開く。
 - d) 不服申立ての解決決定を下し、不服申立ての解決決定を公開する。
 - d) 不服申立て人、被不服申立て人又は裁判所が請求するときは、不服申立ての内容に関連する情報、資料を提供する。
3. 二回目不服申立て解決人は、法令の規定に基づくその他の権利を行使し、義務を履行する。

第16条 弁護士、法律扶助員の権利、義務

1. 弁護士、法律扶助員は、以下の権利を有する
- a) 不服申立て人の要請により、不服申立ての解決過程に参加する。
 - b) 委任を受けたときは、不服申立て人の権利を行使し、義務を履行する。
 - c) 不服申立て人の要請により不服申立ての内容に関連する証拠を検証、収集し、不服申立て解決人に對し証拠を提出する。
 - d) 不服申立て人の適法な権利、利益を保護するため、事件記録を検討し、不服申立ての内容に関連する資料、証拠を筆記、謄写する。
2. 不服申立ての解決に参加する弁護士、法律扶助員は、以下の義務を負う。
- a) 弁護士の認定書、法律扶助員の認定書及び法律扶助の割当決定、不服申立て人の法令に関する援助要請書又は委任状を提出する。
 - b) 不服申立て人から委任を受けた内容、範囲に従う。
3. 弁護士、法律扶助員は、法令の規定に基づくその他の権利を行使し、義務を履行する。

第三章 不服申立ての解決

第一節 不服申立ての解決権限

第17条 社、坊、市鎮人民委員会の委員長及び県、郡、市社、省所属都市人民委員会に属する機関の長の権限

社、坊、市鎮（以下「社級」と総称する）人民委員会の委員長及び県、郡、市社、省所属都市（以下「県級」と総称する）人民委員会に属する機関の長は、

自己及び直接管理する責任者の行政決定、行政行為に対する初回の不服申立ての解決権限を有する。

第18条 県級人民委員会の委員長の権限

1. 自己の行政決定、行政行為に対する初回の不服申立ての解決権限を有する。
2. 社級人民委員会の委員長、県級人民委員会に属する機関の長が初回の解決をしたがさらに不服申立てがあった、又は期限が経過したが初回の不服申立てが解決されなかった行政決定、行政行為に対する二回目の不服申立ての解決権限を有する。

第19条 局に属する機関及び同格機関の長の権限

局に属する機関及び同格機関の長は、自己及び直接管理する幹部・公務員の行政決定、行政行為に対する初回の不服申立ての解決権限を有する。

第20条 局及び同級機関の長の権限

1. 自己及び直接管理する幹部・公務員の行政決定、行政行為に対する初回の不服申立ての解決権限を有する。
2. 局に属する機関及び同格機関の長が初回の解決をしたがさらに不服申立てがあった、又は期限が経過したが初回の不服申立てが解決されなかった行政決定、行政行為に対する二回目の不服申立ての解決権限を有する。

第21条 省級人民委員会の委員長の権限

1. 自己の行政決定、行政行為に対する初回の不服申立ての解決権限を有する。
2. 県級人民委員会の委員長、局及び同格機関の長が初回の解決をしたがさらに不服申立てがあった、又は期限が経過したが初回の不服申立てが解決されなかった行政決定、行政行為に対する二回目の不服申立ての解決権限を有する。
3. 自己の管理する範囲内の各機関、部署の間の不服申立ての解決権限に関する紛争を解決する。

第22条 省庁に属する機関、省庁同格機関に属する機関及び政府付属機関に属する機関の長の権限

省庁に属する機関、省庁同格機関に属する機関及び政府付属機関に属する機関の長（以下「省庁に属する機関の長」と総称する）は、自己及び直接管理する幹部・公務員の行政決定、行政行為に対する不服申立ての解決権限を有する。

第23条 大臣の権限

1. 自己及び直接管理する幹部・公務員の行政決定、行政行為に対する初回の不服申立ての解決権限を有する。

2. 省庁に属する機関の長が初回の解決をしたがさらに不服申立てがあった、又は期限が経過したが初回の不服申立てが解決されなかつた行政決定、行政行為に対する二回目の不服申立ての解決権限を有する。
3. 省級人民委員会の委員長が初回の解決をしたがさらに不服申立てがあつた、又は期限が経過したが初回の不服申立てが解決されなかつた行政決定、行政行為に対する二回目の不服申立ての解決権限を有する。
4. 自己の管理する範囲内の各機関、部署の間の不服申立ての解決権限に関する紛争を解決する。

第 24 条 政府監査院長の権限

1. 各省庁、省庁同格機関、政府付属機関、各級の人民委員会の国民に対する接遇業務、不服申立ての解決、法的効力を生じた不服申立ての解決決定の執行の監査、指導について政府首相を補佐する。
2. 不服申立てに関する法令に違反する行為が国の利益、国民、機関、組織の適法な権利、利益に損害を与えていたのを発見した場合、政府首相又は権限を有する者に対し、違反を終了させるために必要な措置の適用、責任の検討、違反者に対する処分について建議する。

第 25 条 各級の監査主任の権限

1. 同級の国家管理機関の長の権限に属する不服申立ての解決について、同級の国家管理機関の長が検査、検証し、結論を下し、建議するのを補佐する。
2. 同級の国家管理機関の長が、国民の接遇、不服申立ての解決、法的効力を生じた不服申立ての解決決定の執行について、長が直接管理する機関を監督、検査、督促をするのを補佐する。

不服申立てに関する法令に違反する行為が、国の利益、国民、機関、組織の適法な権利、利益に損害を与えるのを発見したときは、同級の国家管理機関の長又は権限を有する者に対し、違反を終了させるために必要な措置の適用、責任の検討、違反者に対する処分について建議する。

第 26 条 政府首相の権限

1. 各省庁、省庁同格機関、政府付属機関、各級の人民委員会に対し不服申立ての解決業務を指導する。
2. 本法第 24 条 2 項に規定される政府監査院長の建議を処理する。
3. 各省庁、省庁同格機関、政府付属機関、省級人民委員会の間の不服申立ての解決権限に関する紛争を指導し、処理する。

第二節 初回の不服申立ての解決手順、手続

第 27 条 不服申立て解決の受理

初回の不服申立ての解決権限者は、本法第 11 条に規定されるいづれかの場合を除き、権限に属する不服申立てを受領した日から 10 日以内に受理し、不服申立て人、不服申立てを移送した機関、組織、個人及び同級の国家監査機関に対し書面により通知しなければならない。受理しない場合、理由を明確に述べなければならない。

第 28 条 初回の不服申立ての解決期限

初回の不服申立ての解決期限は受理日から 30 日とする。複雑な事件の場合、期限を延長することができるが、受理日から 45 日を超えてはならない。

交通が困難な奥地又は僻地については、初回の不服申立ての解決期限は受理日から 45 日とする。複雑な事件の場合、期限を延長することができるが、受理日から 60 日を超えてはならない。

第 29 条 不服申立て内容の検証

1. 初回の不服申立ての解決権限者は、本法第 28 条に規定される期限内に下記の責任を負う。
 - a) 自己及び直接管理する責任者の行政決定、行政行為を再検査し、不服申立てが正当であれば直ちに不服申立ての解決決定を下す。
 - b) 不服申立ての内容について結論を下す基礎がない場合、自ら検証して不服申立ての内容について結論を下し、又は同級の国家監査機関若しくは責任を有する機関、組織、個人（以下「検証責任者」と総称する）に対し、不服申立ての内容の検証、不服申立ての解決に関する建議を委ねる責任を負う。
2. 検証は、客觀性、正確性、迅速性を確保し、以下の方法により行わなければならない。
 - a) 不服申立てが発生した場所で検査、検証を行う。
 - b) 不服申立て人、被不服申立て人、関連機関、組織、個人から提出された資料、証拠に基づき検査、検証を行う。
 - c) 法令の規定に基づくその他の方法
3. 検証責任者は、以下の権利を有し、義務を負う。
 - a) 不服申立て人、被不服申立て人、関連機関、組織、個人に対し、不服申立ての内容に関する情報、資料、証拠の提出を請求する。
 - b) 不服申立て人、被不服申立て人、関連機関、組織、個人に対し、不服申立てに関する内容について文書により陳述するよう請求する。
 - c) 不服申立て人、被不服申立て人、関連機関、組織、個人を招集する。
 - d) 鑑定を行う。

- d) 法令の規定に基づくその他の検査、検証措置をとる。
 - e) 報告した検証結果について法律上の責任を負う。
4. 検証結果の報告書には、以下の内容を記載する。
- a) 検証の対象
 - b) 検証の期間
 - c) 検証を行った者
 - d) 検証の内容
 - d) 検証の結果
 - e) 結論及び不服申立ての解決内容に関する建議

第30条 審問の実施

1. 初回の不服申立ての解決過程で、不服申立人の請求と不服申立ての内容の検証結果が異なる場合、不服申立解決人は、不服申立ての内容、不服申立人の請求及び不服申立ての解決の方向性について明らかにするために、不服申立人、被不服申立人、利害関係人、関連機関、組織、個人との審問を行う。審問は、公開的、民主的に行われなければならない。
2. 不服申立解決人は、不服申立人、被不服申立人、利害関係人、関連機関、組織、個人に対し、審問の日時、場所、内容を文書により通知する責任を負う。
3. 不服申立解決人は、審問において、審問が必要な内容、不服申立て内容の検証結果について明確に述べなければならない。審問参加者は、意見を陳述し、不服申立て及び自己の請求に関連する証拠を提出する権利を有する。
4. 審問は調書に記録される。調書には参加者の意見、審問の結果を明記し、参加者が署名又は指印する。参加者が署名、指印しない場合、理由を明記しなければならない。調書は不服申立ての事件記録の一部として保管される。
5. 審問の結果は、不服申立てを解決するための根拠の一つとなる。

第31条 初回の不服申立ての解決決定

1. 初回不服申立解決人は、不服申立ての解決決定を下さなければならない。
2. 初回の不服申立ての解決決定には、以下の内容を明記しなければならない。
 - a) 決定の年月日
 - b) 不服申立人、被不服申立人の氏名及び住所
 - c) 不服申立ての内容
 - d) 不服申立ての検証結果
 - d) 審問の結果（あれば）
 - e) 不服申立てを解決するための法的根拠
 - g) 不服申立てに対する結論
 - h) 行政決定の一部又は全部の維持、修正、補充又は取消し；不服申立てを受

けた行政行為の停止；不服申立ての内容中の具体的問題の解決

- i) 損害を受けた者への補償（あれば）
- k) 二回目の不服申立てを行う権利、裁判所に行政事件を提訴する権利

3. 複数の者が同一の内容について不服申立てした場合、不服申立ての解決権限者は、不服の内容について検討して結論を出し、その結論に基づき、それぞれに対し不服申立ての解決決定を下し、又は不服申立人名簿を添付した不服申立ての解決決定を下す。

第32条 初回の不服申立ての解決決定の送付

初回の不服申立解決人は、不服申立ての解決決定をした日から3日以内に、不服申立人、不服申立ての解決権限者の直接上級の長又は権限を有する者、利害関係人、不服申立てを移送した機関、組織、個人、国家監査局に対し不服申立ての解決決定を送付しなければならない。

第33条 二回目の不服申立て及び行政訴訟の提訴

1. 初回の不服申立てが解決されないときは本法第28条に規定される不服申立ての解決期限が満了した日から、又は決定に同意しないときは不服申立ての解決決定を受領した日から30日以内に、不服申立人は二回目の不服申立ての解決権限者に対し、不服申立てをすることができる；交通が困難な奥地又は僻地については、期間を延長することができるが、45日を超えてはならない。

二回目の不服申立てをする場合、不服申立人は二回目の不服申立ての解決権限者に対し、不服申立書及び初回の不服申立ての解決決定、その他の関連書類を提出しなければならない。

2. 本法第28条に規定される不服申立ての解決期限を経過したが初回の不服申立てが解決されない、又は初回の不服申立ての解決決定に同意しない場合、不服申立人は行政訴訟法の規定に従い裁判所に行政事件を提訴することができる。

第34条 不服申立ての解決記録

1. 不服申立ての解決は、記録にまとめられなければならない。不服申立ての解決記録の内容は、以下のとおりである。

- a) 不服申立書、又は不服申立人の陳述を記録した調書
- b) 関係者から提出された資料、証拠
- c) 検査、検証の調書、結論、鑑定の結果（あれば）
- d) 審問の調書（あれば）
- e) 不服申立ての解決決定
- e) その他の関連資料

- 不服申立ての解決記録は、資料の順序に応じて頁番号を付し、法令の規定に従って保管されなければならない。不服申立人が裁判所に行政事件を提訴した場合、請求があるときはこの記録を管轄裁判所に送付しなければならない。

第35条 緊急措置の適用

不服申立ての解決過程において、不服申立てを受けている行政決定の執行が回復が困難な結果をもたらすと認める場合、不服申立ての解決権限者は、当該決定の執行を一時停止する決定を下さなければならない。一時停止期間は、解決期限までの残りの期間を超えてはならない。一時停止決定は、不服申立人、被不服申立人、利害関係人及びその他の執行責任者に対し通知しなければならない。一時停止の理由が消失したと認めるときは、当該一時停止決定を直ちに取り消さなければならない。

第三節 二回目の不服申立ての解決手順及び手続

第36条 二回目の不服申立ての解決受理

- 本法第11条に規定される場合を除き、自己の解決権限に属する不服申立書を受領した日から10日以内に、二回目不服申立解決人は、解決受理し、不服申立人、不服申立てを移送した機関、組織、個人、同級の国家監査機関に対し書面により通知しなければならない。解決受理しない場合、理由を明確に述べなければならない。
- 複雑な不服申立て事件については、二回目不服申立解決人は、必要と認めるときは当該不服解決に関する参考意見を得るために諮問評議会を設置することができる。

第37条 二回目の不服申立ての解決期限

二回目の不服申立ての解決期限は受理日から45日とする。複雑な事件の場合、期限を延長することができるが、受理日から60日を超えてはならない。

交通が困難な奥地又は僻地については、不服申立ての解決期限は受理日から60日とする。複雑な事件の場合、期限を延長することができるが、受理日から70日を超えてはならない。

第38条 二回目の不服申立ての内容の検証

二回目不服申立解決人は、不服申立ての内容、性質に応じて自ら不服申立ての内容を検証して結論を下し、又は検証責任者に対し不服申立ての内容を検証して不服申立ての解決について建議するのを委ねなければならない。検証は、本法第29条2項、3項及び4項に従って行う。

第39条 二回目の審問の実施

二回目の不服申立ての解決過程において、不服申立て解決人は、不服申立ての内容、不服申立て人の請求、解決の方向性を明らかにするため、不服申立て人、被不服申立て人、利害関係人、関連する機関、組織、個人との審問を実施することができる。二回目の審問は本法第30条の規定に従って実施する。

第40条 二回目の不服申立ての解決決定

1. 二回目不服申立て解決人は、不服申立ての解決決定を下さなければならない。
2. 二回目の不服申立ての解決決定には、以下の内容を明記しなければならない。
 - a) 決定の年月日
 - b) 不服申立て人、被不服申立て人の氏名、住所
 - c) 不服申立ての内容
 - d) 初回不服申立てによる不服申立ての解決結果
 - d) 不服申立ての内容の検証結果
 - e) 審問の結果
 - g) 不服申立てを解決する法的根拠
 - h) 不服申立ての内容が正しい、一部正しい、全部誤りであるという結論。不服申立てが正しい、又は一部正しい場合、不服申立てを受けた行政決定、行政行為を行った者に対し、行政決定の一部又は全部の修正、取消し、行政行為の終了を請求する。不服申立ての内容が全部誤りであると結論付けた場合、不服申立て人、利害関係人に対し行政決定、行政行為の厳正な執行を請求する。
 - i) 損害を受けた者への賠償（あれば）
 - k) 裁判所に行政事件を提訴する権利

第41条 不服申立ての解決決定の送付、公表

1. 二回目不服申立て解決人は、不服申立ての解決決定を下した日から7日以内に、不服申立て人、被不服申立て人、初回の不服申立て解決人、利害関係人、不服申立てを移送した権限機関、組織、個人に対し、不服申立ての解決決定を送付しなければならない
2. 二回目不服申立て解決人は、以下の一つ又はいくつかの公表方法を選択する。
 - a) 不服申立て人が勤務している機関、組織の会議において公表する。
 - b) 不服申立てを解決した機関、組織の事務所又は国民窓口に掲示する。
 - c) マスメディアを通じて通知する。
3. 政府は、不服申立ての解決決定の公表について詳細を規定する。

第42条 行政事件の提訴

本法第37条に規定される不服申立ての解決期限が経過したが不服申立てが解決されない、又は不服申立人が二回目の不服申立ての解決決定に同意しない場合、行政訴訟法の規定に従って裁判所に行政事件を提訴することができる。

第43条 二回目の不服申立ての解決記録

二回目の不服申立ての解決は、本法第34条に従って記録にまとめられ、諮問評議会の書面による意見（あれば）を添付しなければならない。

第四節 法的効力を有する不服申立ての解決決定の執行

第44条 法的効力を有する不服申立ての解決決定

1. 初回の不服申立ての解決決定は、発行日から30日が経過したが不服申立人が二回目の不服申立てを行わなかったときに法的効力を生じる。交通が困難な奥地又は僻地においては期限を延長することができるが、45日を超えてはならない。
2. 二回目の不服申立ての解決決定は、発行した日の30日後に法的効力を生じる。交通が困難な奥地又は僻地においては期限を延長することができるが、45日を超えてはならない。
3. 不服申立ての解決決定に同意しない不服申立人は、行政訴訟法の規定に従い裁判所に行政事件を提訴することができる。
4. 法的効力を生じた不服申立ての解決決定は、直ちに執行されなければならない。

第45条 法的効力を有する不服申立ての解決決定を執行する責任を負う者

1. 不服申立解決人
2. 不服申立人
3. 被不服申立人
4. 利害関係人
5. 関連する機関、組織、個人

第46条 法的効力を有する不服申立て解決決定の執行

1. 不服申立解決人は、自己の任務、権限の範囲内で、管理に属する機関、組織、個人に対し、法的効力を有する不服申立ての解決決定の執行を指導する責任を負う。必要な場合、法的効力を有する不服申立ての解決決定の執行を確保するための措置を権限を有する機関に対し請求する。不服申立人の適法な権利、利益を回復するための措置を自ら、又は関連組織、機関と協力して実施する。その他の機関、組織に対し、不服申立ての解決決定の執行に関連する問題の解決について建議する（あれば）。

2. 不服申立ての解決決定が法的効力を生じたときは、不服申立人、利害関係人は、以下の責任を負う。
 - a) 違法な行政決定、行政行為により侵害された適法な権利、利益の回復について権限を有する機関、組織、個人と協力する。
 - b) 不服申立てをしたが解決権限機関により適法な行政決定、行政行為であると認められたときは、当該行政決定、行政行為を執行する。
 - c) 法的効力を生じた不服申立ての解決決定を執行するための権限機関の処理決定を執行する。
3. 関連機関、組織、個人は、自己の任務、権限の範囲内で、法的効力を生じた不服申立ての解決決定を執行するための権限機関の行政決定を執行し、法的効力を生じた不服申立ての解決決定を執行について、権限を有する機関、組織、個人の要請に従って協力する責任を負う。
4. 政府は、本条について詳細を規定する。

第四章

幹部・公務員の懲戒処分決定に対する不服申立て、不服申立ての解決

第 47 条 懲戒処分決定に対する不服申立て

懲戒処分決定に対する不服申立てとは、懲戒処分決定が違法であり、自己の適法な権利及び利益が直接侵害されたと思料する幹部・公務員が、本法に規定される手続に従い、権限を有する機関、組織、個人に対し懲戒処分決定の再検討を請求することをいう。

第 48 条 不服申立ての時効

初回の不服申立ての時効は、当該幹部・公務員が懲戒処分決定を受領した日から 15 日とする。

二回目の不服申立ての時効は、当該幹部・公務員が初回の不服申立ての解決決定を受領した日から 10 日とする。ただし、懲戒免職の場合、二回目の不服申立ての時効は、当該幹部・公務員が初回の不服申立ての解決決定を受領した日から 30 日とする。

不服申立人が疾病、自然災害、戦争、出張、遠方における学業、その他の客観的な障害により時効期間内に不服申立権行使することができなかった場合、その障害が発生していた期間は不服申立ての時効に算入しない。

第 49 条 不服申立ての形式

不服申立ては申立書によりなされなければならない。不服申立書には、不服申立ての日付、不服申立人の氏名及び住所、不服申立ての内容、理由、不服申立人の請求を明記し、不服申立人が署名しなければならない。初回の不服申立

書は、懲戒処分決定をした者に対し送付しなければならない。二回目の不服申立書は、二回目の不服申立ての解決権限機関に送付しなければならない。

第50条 不服申立ての受理及び解決期限

初回及び二回目の不服申立ての受理及び解決期限は、次のとおりである。

不服申立書を受領した日から10日以内に、不服申立解決人は、解決のため受理し、不服申立人に対し通知しなければならない。

不服申立ての解決期限は、受理日から30日を超えてはならない。複雑な事件の場合、期限を延長することができるが、受理日から45日を超えてはならない。

第51条 不服申立ての解決権限

- 幹部・公務員の管理権限を有する機関、組織の長は、自ら下した懲戒処分に対する初回の不服申立てを解決する権限を有する。
- 幹部・公務員を管理する機関、組織の直接上級機関、組織の長は、二回目の不服申立てを解決する権限を有する。
- 内務大臣は、大臣、省庁同格機関の長、政府付属機関の長、省級人民委員会の委員長が初回の不服申立てを解決したがさらに不服申立てがあった、又は期限が経過したが初回の不服申立てが解決されなかつた懲戒処分決定に対する不服申立てを解決する権限を有する。

第52条 不服申立ての内容の検証

不服申立ての解決過程で、不服申立解決人は、以下の責任を負う。

- 直接又は責任者を決めて、不服申立てを受けた幹部・公務員の懲戒処分決定の再検査し、不服申立ての内容を検証する。不服申立ての内容が明白であると認める場合、幹部・公務員懲戒評議会に対し、解決権限者に提案するため検討を請求する。
- 不服申立ての内容について明白に確定することができない場合、自ら又は責任者に委ねて不服申立ての内容を検証し、結論を下す。検証責任者は、本法第29条第3項に規定される権利、義務を有する。

不服申立ての内容の検証は文書にまとめられ、不服申立解決人に対し報告されなければならない。不服申立ての内容の検証結果が出た後、幹部・公務員懲戒評議会に対し、不服申立解決人に対し不服申立ての解決について提案するため検討を請求する。

第53条 審問の実施

- 不服申立解決人は、不服申立ての解決決定をする前に、不服申立人の審問を実施しなければならない。

審問参加者は、不服申立解決人、不服申立人、不服申立ての内容の検証責任

者、その他の関係者である。

2. 審問を実施する際、不服申立て解決人は、審問が必要な内容、不服申立ての検証の結果を明らかにしなければならない。審問参加者は、意見を陳述し、不服申立て及び自己の請求に関連する証拠を提出する権利を有する。
3. 審問は調書にまとめられなければならない。審問の調書には、参加者の意見、審問の結果を明記し、参加者が署名しなければならない。参加者が署名しない場合、理由を明記しなければならない。調書は、不服申立ての解決記録の一部として保管される。
4. 審問の結果は、不服申立てを解決するための根拠の一つとなる。。

第54条 初回の不服申立ての解決決定

1. 初回不服申立て解決人は、不服申立ての解決決定を下さなければならない。不服申立ての解決決定には、以下の内容を明記しなければならない。
 - a) 決定の年月日
 - b) 不服申立て人、被不服申立て人の氏名、住所
 - c) 不服申立ての内容
 - d) 不服申立ての検証結果
 - d) 審問の結果
 - e) 不服申立てを解決するための法的根拠
 - g) 不服申立ての内容が正しい、一部正しい又は全部誤っているという結論
 - h) 不服申立てを受けた懲戒処分の一部又は全部の維持、修正、補充、取消し
 - i) 損害を受けた者への賠償（あれば）
 - k) 懲戒免職処分について二回目の不服申立てをし、又は裁判所に行政事件を提訴することができる権利
2. 初回の不服申立ての解決決定は、不服申立て人及び関連する機関、組織へ送付しなければならない。

第55条 二回目の不服申立ての解決

二回目不服申立て解決人は、以下の責任を負う。

1. 不服申立てを受けた幹部・公務員の懲戒処分決定を下した者に対し、懲戒処分の検討及び懲戒を受けた者の不服申立ての解決に関する報告を請求する。
2. 自ら又は責任者に委ねて、不服申立ての内容を検証し、結論を下す。不服申立ての内容の検証は書面にまとめられ、不服申立て解決人に報告されなければならない。
3. 不服申立てとの審問を実施する。審問参加者は次のとおりである。
 - a) 不服申立て人
 - b) 不服申立ての内容の検証責任者

- c) 被不服申立人
4. 審問の内容は、本法第53条第2項及び第3項の規定に従う。

第56条 二回目の不服申立ての解決決定

1. 二回目の不服申立ての解決決定には、以下の内容を記載しなければならない。
 - a) 決定の年月日
 - b) 不服申立人、被不服申立人の氏名、住所
 - c) 不服申立ての内容
 - d) 検証の結果
 - d) 審問の結果
 - e) 不服申立てを解決する法的根拠
 - g) 懲戒処分を受けた者の不服申立ての内容及び初回不服申立解決人の解決中の具体的な項目ごとの結論
 - h) 損害を受けた者への賠償（あれば）
 - i) 懲戒免職処分について裁判所に行政事件を提訴する権利
2. 二回目の不服申立ての解決決定は、発行日から7日以内に、不服申立人、初回不服申立解決人、利害関係人に対し送付しなければならない。
大臣、省庁同格機関、政府付属機関の長、省級人民委員会の委員長の二回目の不服申立ての解決決定は、政府監査院長及び内務大臣に対し送付されなければならない。

第57条 不服申立ての解決決定の効力及び行政事件の提訴

1. 幹部・公務員の懲戒処分に対する不服申立ての解決決定は、以下の場合に法的効力を生ずる。
 - a) 初回の不服申立ての解決決定は、発行日から30日が経過したが、不服申立人が二回目の不服申立てをしないときに法的効力を生ずる。
 - b) 二回目の不服申立ての解決決定は、発行日から30日後に法的効力を生ずる。
2. 法的効力を有する不服申立ての解決決定は、直ちに執行される。
3. 懲戒免職処分を受けた総局長及び同格以下の職位にある公務員が、懲戒免職処分に対する不服申立ての解決決定に同意しない、又は本法第50条に規定される初回、二回目の不服申立ての解決期限が経過したが不服申立てが解決されなかった場合、行政訴訟法の規定に従い裁判所に行政事件を提訴することができる。

第58条 法的効力を有する幹部・公務員の懲戒処分決定に対する不服申立ての解決決定の執行

1. 幹部・公務員の懲戒処分決定に対する不服申立ての解決決定が法的効力を生じたときは、当該幹部・公務員が勤務している機関、組織、部署の長は、決定の内容を機関、組織の幹部・公務員全員に対し公示し、権限に従い、又は関係機関、組織と協力して当該不服申立ての解決決定を執行するための措置を適用し、法令の規定に従って損害を賠償する責任を有する。
2. 政府は本条について詳細を規定する。

第五章 国民の接遇

第 59 条 国民接遇事務所、国民接遇窓口

1. 国民から不服申立て、告訴告発、陳情、報告を受けるため、権限機関、組織の規定に従い、中央及び地方に党及び国の国民接遇事務所を設置する。
国民接遇窓口は、法令の規定に従い、国民から不服申立て、告訴告発、陳情、報告を受けるために権限を有する機関、組織、個人が設置する窓口である。
2. 機関、組織の長は、国民を接遇し、国民の接遇に必要な条件を確保し、国民の不服申立て、告訴告発、陳情、報告の接遇業務を行うのに十分な資質、能力、学歴、見識を有し、政策、法律を熟知し、責任感を有する幹部を配置する責任を有する。

第 60 条 国民接遇事務所、国民接遇窓口において不服申立て、告訴告発、陳情、報告をする者の権利、義務

1. 身分証明書を提示し、国民の接遇に関する規則を厳守し、国民を接遇する幹部の案内に従う。
2. 真実を陳述し、自己の不服申立て、告訴告発、陳情、報告の内容に関連する情報、資料を提出し、陳述した内容を確認して調書に署名又は指印する。
3. 不服申立て、告訴告発の権利の行使について案内、説明を受けることができる。
4. 複数の者が同一の内容について不服申立て、告訴告発をする場合、国民を接遇する者に対し陳述する代表者を選出する。
5. 国民を接遇する者の違法行為、妨害、煩わせる行為、嫌がらせについて不服申立て、告訴告発をすることができる。

第 61 条 機関、組織の長の国民接遇責任

1. 国家機関の長、各級人民委員会の委員長は、次のとおり定期的に直接国民を接遇する責任を負う。
 - a) 社級人民委員会の委員長は、最低週に 1 日
 - b) 県級人民委員会の委員長は、最低月に 2 日
 - c) 省級人民委員会の委員長は、最低月に 1 日

- d) その他の国家機関の長は、最低月に1日
- 2. 各級人民委員会の委員長、国家機関の長による国民接遇業務は、権限に属する不服申立ての解決、自己が管理する国家機関の長の権限に属する不服申立ての解決の指導と結びついていなければならない。
- 3. 各級の国家監察主任は、法令の規定に従って、定期的に国民接遇業務を行う責任を負う。
- 4. その他の組織は、最低月に1日国民接遇業務を行う責任を負う。
- 5. 定期的な国民接遇業務のほか、各級人民委員会の委員長、機関、組織の長は、必要なときは国民を接遇しなければならない。

第62条 国民を接遇する幹部、国民接遇事務所、窓口の担当者の責任

- 1. 法令の規定に従って、国民から不服申立て、告訴告発、陳情、報告を受け付け、分類して、解決の責任者に報告しなければならない。
- 2. 国民の請求内容に関連する政策、法令について国民に案内し、説明しなければならない。
- 3. 国民を接遇する幹部は、以下の場合には接遇を拒否することができる。
 - a) 法令に従って、権限機関により検討され、既に解決の決定又は結論が下され、既に十分に回答がなされた事案に関する不服申立て、告訴告発、陳情、報告をする者
 - b) 国民接遇業務に関する規則に違反する者
- 4. 国民接遇事務所、窓口の担当者は、自己の任務、権限の範囲内で、権限者の不服申立て、告訴告発の解決の進捗を監督、検査、督促し、不服申立て、告訴告発に関する責任者の行為が不服申立て、告訴告発に関する法令に違反するときは、権限機関に対し処理を要請する責任を負う。

第六章 不服申立ての解決業務の管理に関する権限機関、組織、個人の責任

第63条 不服申立ての解決業務に関する国家管理機関の責任

- 1. 政府は、全国の国家行政機関の不服申立ての解決業務について統一的に国家管理を行う。
政府監査院は、全国の不服申立ての解決業務に関する国家管理について政府に対し責任を負う。
- 2. 各省庁、省庁同格機関、各級の人民委員会は、自己の管理範囲内で、不服申立ての解決業務について国家管理を行う。
- 3. 省庁、省庁同格機関の監査部門、省、中央直轄都市の監査部門、局の監査部門、県、郡、市社、省所属都市の監査部門は、同級の国家管理機関の長が不服申立ての解決業務を管理するのを補佐する。

第64条 人民裁判所、人民検察院、国家会計検査院、国会事務局、国家主席事務局、その他の国家機関、政治組織、政治・社会組織の責任

1. 最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、国会事務局、国家主席事務局、その他の国家機関、政治組織、政治・社会組織は、自己の機能、任務、権限の範囲内で、不服申立ての解決業務について管理し、自己の機関、組織の不服申立ての解決業務について政府に対し定期的に報告しなければならない。
2. 地方の人民裁判所、地方の人民検察庁、地方の政治組織、政治・社会組織は、自己の機能、任務、権限の範囲内で、不服申立ての解決を管理し、自己の機関、組織の不服申立ての解決業務について同級の人民委員会に対し定期的に報告しなければならない。

第65条 不服申立ての解決業務における協力責任

1. 必要な場合、不服申立ての解決業務について協力するため、政府首相は最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家監査院長、その他の国家機関の長と協議し、省級人民委員会の委員長は、同級の人民裁判所長官、人民検察院長官と協議しなければならない。
2. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、不服申立ての解決業務について、国会、国会常務委員会、国家主席に対し定期的に報告し、ベトナム祖国戦線中央委員会に対し通知しなければならない。

各省庁、省庁同格機関、政府付属機関、省級人民委員会は、自己の機関、地方の不服申立ての解決業務について、政府に対し定期的に又は政府の請求に従って報告しなければならない。

3. 地方の人民委員会、人民裁判所、人民監察院は、自己の地方における不服申立て、行政事件の提訴の状況、不服申立ての解決、行政事件の処理について、同級の人民評議会に対し定期的に報告し、ベトナム祖国戦線委員会に対し通知しなければならない。

第66条 ベトナム祖国戦線、戦線の構成組織による監視

1. ベトナム祖国戦線、戦線の構成組織は、本法の規定に従い、不服申立てに関する法令の執行を監視し、国民の不服申立てに関する法令の厳正な執行を求め、国民から不服申立てを受け付け、不服申立てを受領したときは研究し、不服申立ての解決権限機関、組織を不服申立人に案内する。
2. ベトナム祖国戦線、戦線の構成組織から移送された不服申立ては、不服申立解決人により、調査、裁決され、裁決決定があった日から7日以内に移送した組織に対し書面により解決結果を通知しなければならない。当該解決結果に同意しないときは、不服申立てを移送した組織は、直接上級の機関、組織に検討、解決を建議することができる。建議を受けた機関、組織は、裁決決定があった

日から 7 日以内に当該建議について回答しなければならない。

第七章 違反処理

第 67 条 不服申立解決人の法令違反行為に対する処分

不服申立解決人が、不服申立ての解決において本法第 6 条 1 項、2 項、3 項及び 4 項に規定する行為をし、又は法令のその他の規定に違反した場合、違反の性質、程度に応じて懲戒処分を受け、又は刑事責任の追及を受ける。損害を与えたときは、法令の規定に従って賠償しなければならない。

第 68 条 不服申立人及びその他の関係者による不服申立てに関する法令違反行為の処分

本法第 6 条 5 項、6 項、7 項及び 8 項に規定される行為をし、又は不服申立て及び不服申立ての解決に関する法令のその他の規定に違反した者は、違反の性質、程度に応じて行政処分を受け、又は刑事責任の追及を受ける。損害を与えたときは、法令の規定に従って賠償しなければならない。

第八章 施行条項

第 69 条 施行効力及び経過規定

1. 本法は、2012 年 7 月 1 日から施行効力を生ずる。

法律 26/2004/QH11 及び法律 58/2005/QH11 号によりいくつかの条項が修正、補充された不服申立て及び告訴告発法 09/1998/QH10 中の不服申立て及び不服申立ての解決に関する規定は、本法が効力を生じた日に施行効力を失う。

2. 本法が効力を生ずる日の前に解決受理した不服申立てについては、法律 26/2004/QH11 及び法律 58/2005/QH11 によりいくつかの条項が修正、補足された不服申立て及び告訴告発法 09/1998/QH10 の規定に従う。

第 70 条 詳細規定

政府は、委ねられた各条項及び本法第五章について詳細を規定する。

本法は、ベトナム社会主義共和国第 13 期国会第 2 会期において 2011 年 11 月 11 日に可決された。

国會議長
Nguyễn Sinh Hùng